

個人タクシー事業の期限更新基準表

1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	① ③に該当しない者で、期限更新決定日以前の3年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の2年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文2.(2) ③に規定する研修を受けなかった者 オ. 期限更新日まで代務運転者を使用している者 カ. 期限更新日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	① ③に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	① 次のいずれにも該当する者 ア. 期限更新決定日以前の1年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の1年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	① ②に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 期限更新決定日以前の1年間に於いて無事故無違反であつて、期限更新決定日の1年前以前に於ける道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。		

2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。

年齢区分	更新後の許可期限
65歳以上73歳未満	3年後
73歳以上75歳未満	2年後
75歳以上	1年後